

平成31年度 事業方針

我が国においては、少子・高齢化、人口減少が急速に進んでおり、老人クラブのネットワークを生かした活動への期待が益々大きくなる中で、私たちは、老人クラブ活動を継続・発展させ、人と人との心のつながりを強くし、自らの健康増進にも努め、元気な高齢者として、地域社会の支え手となっていくことが求められている。

国においては、医療介護総合確保推進法が成立し、持続可能な社会保障制度の確立のため、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステム構築を目指すこととなった。これにより介護保険制度が見直され、要支援者に対する訪問介護や通所介護が平成29年度までに保険の給付対象から市町村が行う新たな地域支援事業に移行された。

このような状況の中、誰もが気軽に、楽しく、自由に集う魅力ある老人クラブ活動を推進する上で、加入促進運動への取り組みは、緊急かつ最重要課題であり、「全国100万人会員増強運動」と呼応し、平成26年度から昨年度まで実施した「2万5千人」会員増強運動に引き続き、会員増強に取り組む一方、後継者の育成、解散クラブの防止、魅力あるクラブづくりにも全ての老人クラブ関係者が一丸となり、取り組んでいく必要がある。

また、私たち老人クラブは、『仲間づくり、健康づくり、生き甲斐づくり』活動に自主的主体的に取り組みながら、地域の特性を生かして魅力ある地域社会の創造に向けて、行政や他団体と連携して、地域福祉の増進に努めていかなければならない。

具体的活動としては、会員加入促進運動の推進と指導者研修の充実など『組織・運営体制の確立』、老人福祉大学の開催、健康づくり・介護予防事業など『会員の生活を豊かにする活動』、子育て支援をはじめ在宅福祉を支える友愛活動、新たに計画する昨年7月豪雨災害復興支援事業など『地域を豊かにする社会活動』を積極的かつ効果的に推進していく。

会員ひとりひとりが元気高齢者となり住み慣れた地域で気心の知れた人間関係を築き、自らの幸せと地域社会への貢献を掲げ老人クラブ活動を展開し、各世代をはじめ、地域社会から老人クラブの有用性を認められるよう一層の努力をかさねてまいりたい。

以上のような考え方を基本に、重点目標を定め、諸事業を推進することとする。